

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 372 回企業会計基準委員会（2017 年 11 月 10 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

#### （既存の会計基準との関係）

2. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」との関係においては、「営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産」（棚卸資産の評価に関する会計基準第 3 項）と仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨との関係を説明するべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(5)-2）の第 30 項を見直している。

#### （期末における仮想通貨の評価に関する会計処理）

3. 活発な市場が存在する仮想通貨の評価を原則時価で評価とした場合、大量の仮想通貨を保有しているときの評価の問題がある点について、結論の背景に記載するべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(5)-2）の第 38 項を新設している。

### 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

4. 「仮想通貨を預かった時」という表現について、預託者が仮想通貨交換業者に直接仮想通貨を受け渡す場合しかないように誤解が生じる懸念があるため、仮想通貨交換業者に預けておいた現金で仮想通貨を購入してそのまま預ける形を考慮した表現に見直すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(5)-2）の第 53 項（旧第 51 項）を見直している。

5. 結論の背景における預託者から預かった仮想通貨をオンバランスする理由については、「預託者が売買にかかわる指図権を占有しているのであれば、その仮想通貨

は預託者が支配していると考えられるため、預託者から預かった仮想通貨をオンバランスすることは適切ではないのではないか。」との意見を踏まえて記載すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(5)-2）の第53項（旧第52項）を見直している。

6. 結論の背景の旧第53項について、自己が保有する仮想通貨と預託者から預かった仮想通貨を区分して管理することが法令上の義務であれば、そのように記載すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(5)-2）の第54項（旧第53項）を見直している。

## 開示

### （案1を支持する意見）

7. 当実務対応報告を適用して作成される財務諸表が、登録された仮想通貨交換業者のものが中心であり、一般に公開されるものではないことを考えれば、重要性も考慮し、現段階で開示の規定は定めず、今後、取引実態が固まってきたところで、改めて適切な開示を検討し、基準を定めるという考え方もあるのではないか。

### （案2を支持する意見）

8. 期末に存在する活発な市場が存在する仮想通貨について、仮想通貨の種類ごとの貸借対照表価額（時価）及び仮想通貨残高（数量）を注記する案に賛成である。注記対象に関しては重要性を考慮するとする案に賛成であるが、その場合、注記は仮想通貨交換業者に絞る必要はないと考えられる。
9. 仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあるとはいえ、会計基準を設定する初期段階から最低限の開示を求めるべきではないか。

### （その他の意見）

10. 案2に加えて、期末に活発な市場が存在する仮想通貨のみではなく、活発な市場が存在しない仮想通貨についても、主要な仮想通貨については種類ごとの内訳を開示し、預り分を除いた自己が保有する仮想通貨の合計額の内訳がわかるようにすることが必要ではないか。
11. 例えば、金融商品に関する開示の定めでは、債券種類別の価格の開示などは求めて

いないことを考慮すると、仮想通貨で通貨の種類ごとの開示を求めるということであれば、その開示を行うことでどのような有用性があるかについて明確に説明すべきではないか。

開示に関しては、審議事項(5)-3において検討し、文案（審議事項(5)-2）の第17項及び第62項を新設している。

## その他

12. 文案の構成について、「Ⅲ仮想通貨の売却損益の認識時点」は、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者の会計処理に関する定めであるため、「Ⅰ仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理」の中に含めるべきではないか。

上記の意見を踏まえて、「仮想通貨の売却損益の認識時点」を文案（審議事項(5)-2）の第13項に移動し、「Ⅰ仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理」の中に含めている。

以 上